

「えがおあふれる くましのやくそく」

れいわ ねんど くまもとけんりつ くまもとし えんがっこう じどうせい とこころえ
令和8年度 熊本県立熊本支援学校 児童生徒心得

はじめに(目的)

- (1) 熊本支援学校の児童生徒であることを自覚し、集団の中でルールを守れるようになるため。
- (2) 明るく、仲よく、元気よく、安心・安全な学校生活を送るため。

1 礼節

- (1) 自分から元気よくあいさつをしましょう。
- (2) 言葉づかいに気をつけて、みんな仲良くすごしましょう。
- (3) 身だしなみを整えましょう。

2 登下校

始まるの時刻	9:10
終わりの時刻	14:40

- (1) 登校する時は時間に余裕を持って登校し、下校時は速やかに下校しましょう。また、帰る途中で、コンビニエンスストアや商業施設、娯楽施設などには、立ち寄らずに帰宅しましょう。
- (2) 登校後は、速やかに教室に行きましょう。

3 服装

制服について(※中学部生徒)

- (1) 通学のときは、決められた制服を着て登校しましょう。やむを得ず着用できない場合は、担任に相談しましょう。
- (2) 制服の着用方法等
ア ズボンは、すそをふまない長さとし、ベルト等(形や材質は指定しない)を使用しましょう。
イ スカートはひざが丁度かくれる長さくらいにしましょう。
ウ 防寒着等(形や長さは指定しない)は、気候に合わせて着用するようにしましょう。
- (3) 服装は、常に清潔にし、身だしなみを整えるようにしましょう。
- (4) 学校で着用する活動着は、動きやすい服にしましょう。

4 頭髪等

- (1) 頭髪は清潔にし、学習の妨げにならないように整えましょう。
- (2) パーマ、髪染め、マニキュア等はしないようにしましょう。
- (3) 眉そりについては、身だしなみを整える程度とし、ピアス、ネックレス、指輪等のアクセサリーは身につけないようにしましょう。

- (4) 中学部生徒の制服以外で身につけるものについて、色等の指定はしませんが、華美でないものにしましょう。

5 所持品等

- (1) 娯楽品(ゲーム機や漫画等)、飲食物(お菓子やジュース等)、刃物等の危険物、お金、その他学校に必要なものを校内へ持ち込まないようにしましょう(お金に関しては、自力通学で必要な場合を除きます)。
- (2) 自力通学をする児童生徒の緊急連絡手段として、携帯電話(スマートフォン)の所持ができるものとします。
- (3) 自力通学の際に、携帯電話(スマートフォン)を校内へ持ち込む場合は、原則として自己管理とし、校内では使用しないようにしましょう。ただし、担任の許可を得た場合もしくは登下校時に家庭や学校への連絡が必要な場合は使用できるものとします。
- (4) 持ち物には名前を書きましょう。
- (5) 物やお金の貸し借りはしないようにしましょう。

6 生活(学校生活、家庭生活)

- (1) 早寝、早起きを心掛け、朝ご飯をきちんと食べましょう。
- (2) 外出するときは、身分証明書やヘルプカードを携帯し、必ず行き先や家に帰る時刻を家族に伝えましょう。
- (3) 以下の行為はしないようにしましょう。
- ア 友達を叩いたり、からかったりする行為等。
 - イ 学校や友達のを壊したり、取ったり、学校の設備を壊したりしないようにしましょう。
 - ウ 遊技場(パチンコ店)、娯楽施設(麻雀荘・競馬場等)への立ち入り。
 - エ ゲームセンター、カラオケ店、ネットカフェへの児童生徒のみでの入場。
※入場は、保護者と一緒に行きましょう。
 - オ 窃盗、わいせつ行為、盗撮に該当する行為。
 - カ 交通規則違反行為。
 - キ 無断外泊・深夜の無断外出。
- (4) 児童生徒間の交際は、節度を守り、健全なものにしましょう。
- (5) 携帯電話(スマートフォン)やインターネットの利用については、家庭においてフィルタリング等をかけ、時間やルールを決めて利用をしましょう。
- (6) インターネットのサイトや掲示板、SNS等に無断で『顔写真や名前など他人を特定できる情報(個人情報)』や他人を傷つける(誹謗中傷する)内容の書き込みはしないようにしましょう。
- (7) いじめに当たる行為は絶対にやめましょう。

7 交通に関するやくそく

(1) 自力通学をする場合は、保護者責任の下、交通ルールやマナーを守りましょう。また、学校に通学状況調べを提出し、通学路を届け出ましょう。

(2) 自力通学をする場合は、防犯ブザーを持って通学しましょう。

(3) 通学時全般について

ア 交通ルールやマナーを守りましょう(自転車であらゆる歩行者、二人乗り、傘差し運転、携帯電話(スマートフォン)を使用しながらの運転、イヤホン・ヘッドホン等での音楽を聴きながらの運転及び徒歩、指定された道以外での運転はしないようにしましょう)。

イ 登下校の通学路は変更しないようにしましょう。変更する際は、通学状況調べを提出しましょう。

(4) 自転車通学について

ア 自転車通学を希望する児童生徒は、必ず自転車通学許可願を提出し、校長先生の許可を受け、本校発行の自転車用ステッカーを車体に貼り付けましょう。

イ 自転車乗車中は必ずヘルメットを装着しましょう。

ウ 自転車の貸し借り等はないようにしましょう。

エ 自転車損害賠償保険(自転車保険)に必ず加入しましょう。

オ 自転車は、以下に示す学校で定めた内容のものを使用することを原則とします。

車種：一般用自転車

(乗車姿勢が前傾しすぎず、視界が広く安全確認ができ、両足が地面に容易に付くなど安全に走行できるものとする。)

装備品：ライト、反射板、カゴ、本校発行のステッカー、二重鍵

ステッカー 反射板 ライト



※以上の内容について、質問がある場合や個別に対応が必要な場合には、その都度担任に確認すること。